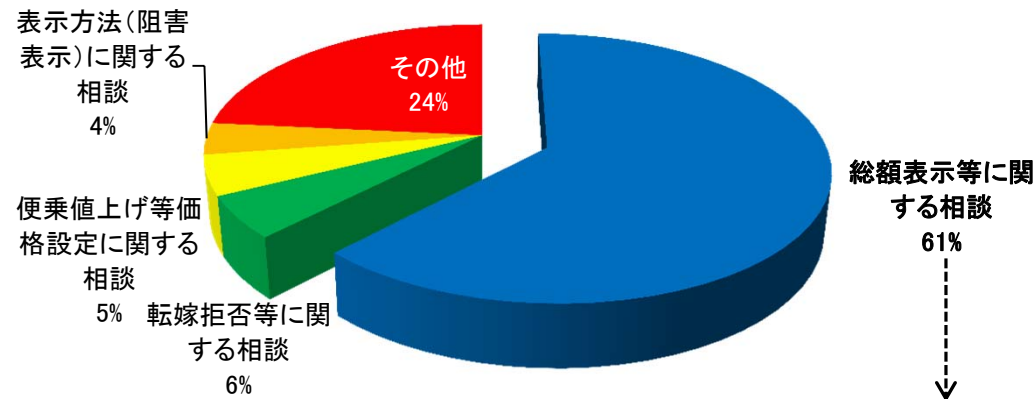


参考

内閣府消費税価格転嫁等総合相談 センターの10月の状況について

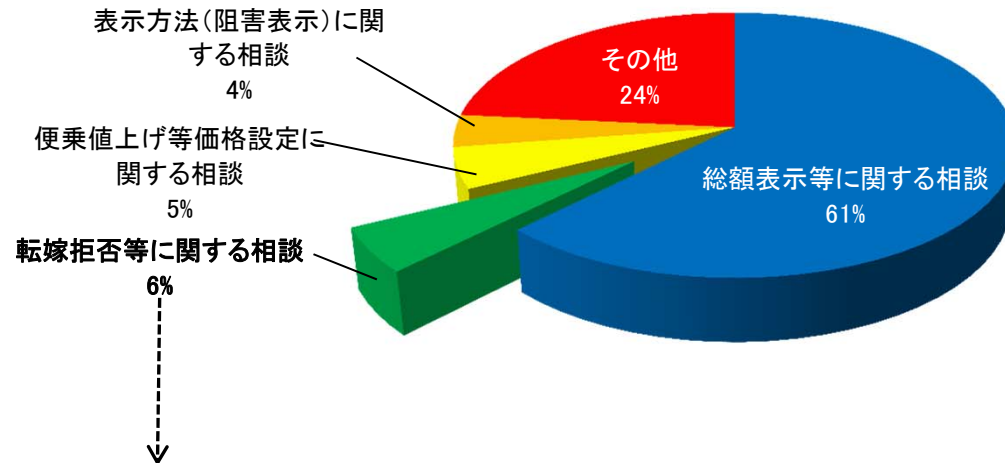
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

①総額表示等に関する相談



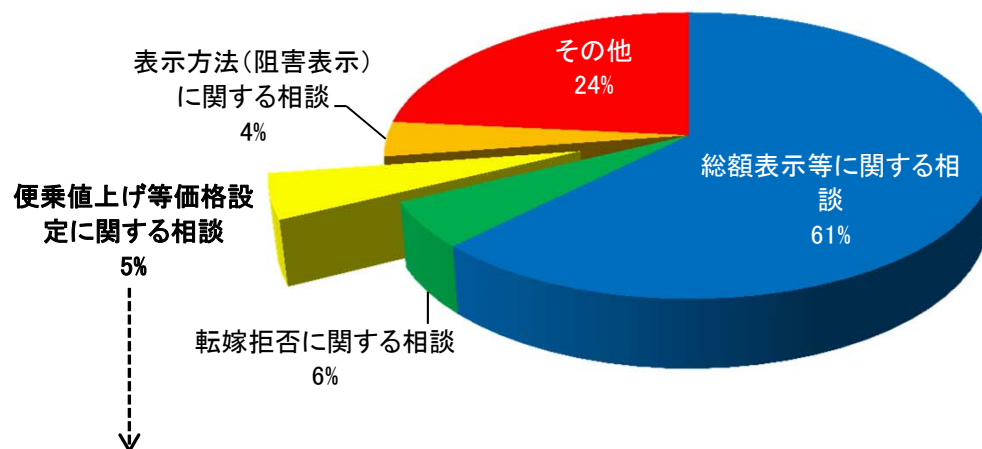
- 「本体価格+税」といった表示はよいと聞いたが、例えば「税別」や「税抜」、消費税分を括弧で表示することは可能か。
- 商品に価格を印刷している者であるが、税込価格での表記を継続してもよいか？
- レストランのメニュー表の表示について、具体的にはどのような表示が認められるのか。
- 1つのお店で、税込価格と税抜価格の2種類が表示されている値札と、税抜価格のみが表示されている値札が混在していてもいいのか。
- 消費税率引上げに伴い経過措置が設けられていると聞いたが、どのようなものか。
- 10月に開講し翌年の9月までの1年間のコースがある場合、翌年4月以降の役務提供の部分については、今の時点で、消費税を加算した受講料にしなければならないのか。

② 転嫁拒否等に関する相談



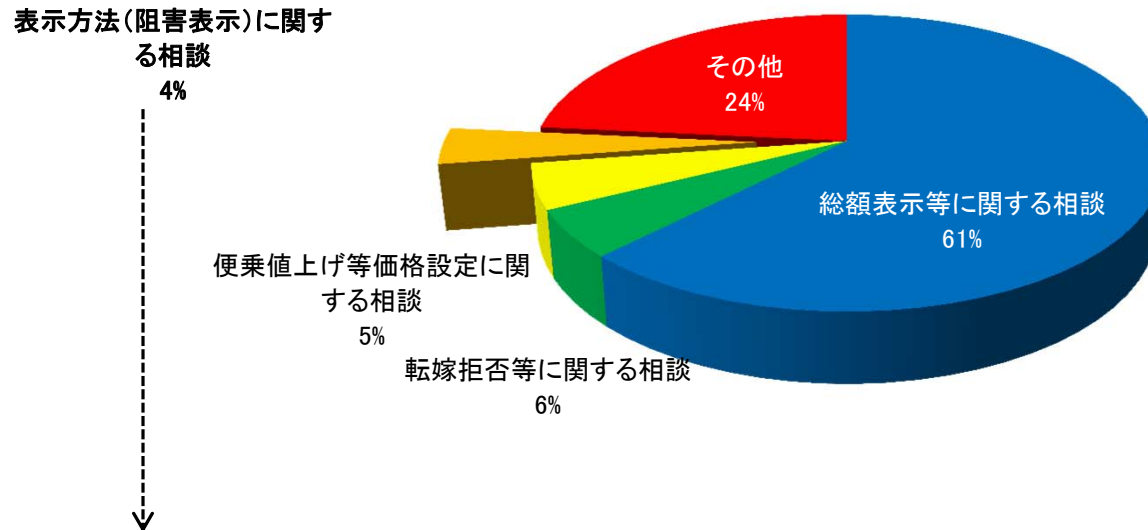
- 来年4月からの税率引上げ後も現行税率と同じ税込単価を供給者に相談する際の注意点はありますか。
- 税率引上げの際、取引商品の税込価格を据え置くことを考えているが、価格を据え置いた際に、端数を切り上げ又は切り下げる場合、問題があるか。
- 注文は26年4月以前で、納品が26年4月以降となる場合、消費者に8%で販売することに抵抗があるので値引きしたいが、その際、製造業者に協賛金を求めた場合、買い叩きに当たるか。
- 現在、内税で契約をしており、今後消費税が上がっても、そのままの金額でしか契約してくれないかもしれない。そのような場合、どうしたらよいか。

③便乗値上げ等価格設定に関する相談



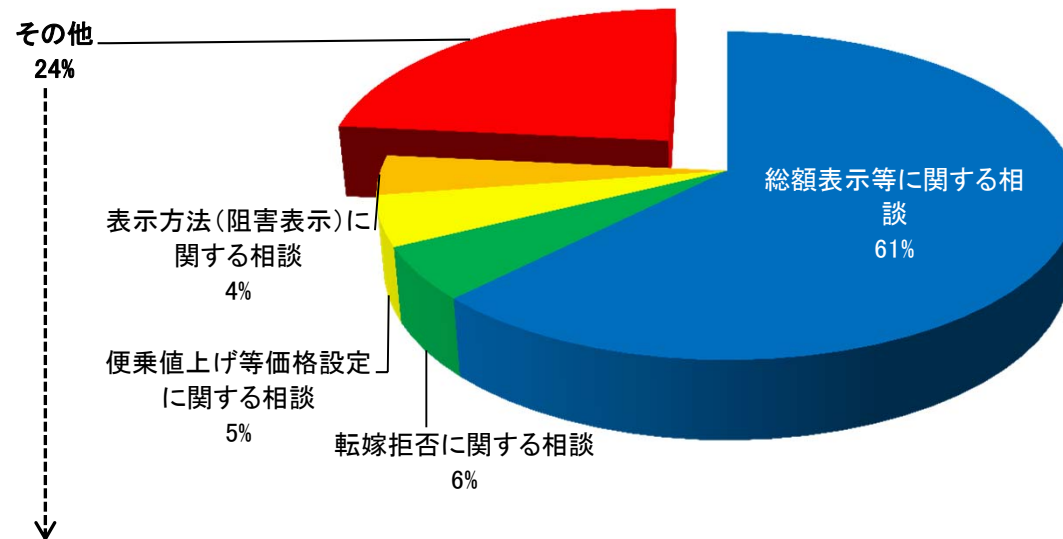
- ・ 3パーセント以上の値上げとなれば、便乗値上げと見なされるか否か聞きたい。
- ・ 税率引上げに伴い価格を改定すると、1円の端数が出るので10円単位に切り上げたいが、そうすると便乗値上げになるのか。
- ・ 来年の4月に消費税が上がる段階で価格改定を行うことを考えており、どのような場合が便乗値上げに該当するか教示願いたい。
- ・ スポーツ施設の使用料金を26年4月以降据え置くとした場合、何か問題があるか。

④表示方法（阻害表示）に関する相談



- ・消費増税前にチラシなどに「消費増税前ですが」という表記は問題あるか。
- ・「増税前の購入がお得」等の駆け込みを促す表示は禁止されるか。
- ・価格を据え置くという表現は違反になるのか。
- ・阻害表示の検査の結果、違反行為があった場合公表されるか。また、罰則はあるか。

⑤ その他の相談



- ・消費税の引上げによって国の借金を減らすことができるのか。
- ・本当に困っている高齢の貧困生活を国は考えてほしい。
- ・消費税引上げに伴う給付措置について、その詳細を教えて欲しい。
- ・中小企業・消費者向けのわかりやすいパンフレットを頂きたい。
- ・転嫁カルテルはどのようにすればよいか。